

工事請負契約書第24条第5項の規定
(単品スライド条項) の運用の一部改正について

新宿区が発注し、契約する工事においては、工事請負契約書第24条第5項にて単品スライド条項を設け、運用してきたところですが、昨今の急激な資材価格高騰に対し、実際の購入金額を用いてスライド額を算定するなど、より実勢に沿った対応を可能とする必要があることから、下記のとおり取扱いを一部改正しました。

なお、請求にあたっては、適用条件を確認のうえ、工事主管課と十分な協議をお願いいたします。

記

1 改正内容

- (1) 受注者の実際の購入金額が実勢価格を上回る場合で、かつ、適当な購入金額であることを証明する書類を必要に応じて求め、適当であると認められる場合は受注者の実際の購入金額を用いてスライド額を算定することを原則とします。
- (2) 実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合、購入の月及び数量を証明する書類の提出をもって、当該月の実勢価格を原則としてスライド額を算定できることとします。
- (3) その他所要の改正

2 単品スライド条項の運用の詳細

別紙のとおり。

問い合わせ先

総務部契約管財課契約係 03-5273-4075 (直通)